

共通化候補（令和7年度選定分）等に係る共通化推進方針案等への同意に当たっての考え方について（案）

2026年4月23日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第12回）

共通化候補（令和7年度選定分）等に係るこれまでの取組の経緯

令和7年

1月14日 第2回 連絡協議会ワーキングチーム 令和7年度共通化の対象候補の選定に向けた今後の進め方について

1月27日～4月18日 内閣府が実施する地方分権に関する「提案募集方式」と連携し、地方自治体から共通化候補案の提案を募集

5月12日 第3回 各府省庁DX推進連絡会議 各府省庁に対し、次について依頼
・内閣府の地方分権提案募集により地方自治体から提案のある共通化候補への積極的な対応
・共通化すべき業務・システムの提案

7月2日 第6回 連絡協議会ワーキングチーム 共通化候補（令和7年度選定分）案について

7月14日～7月25日 関係府省庁ヒアリング

8月7日 第7回 連絡協議会ワーキングチーム 共通化候補（令和7年度選定分）案について

8月25日 第4回 連絡協議会 共通化候補（令和7年度選定分）案決定

8月25日～9月12日 **令和7年度共通化の対象候補案に対する地方自治体に意見照会（意見等310件）**

9月19日 第8回 連絡協議会ワーキングチーム 共通化候補（令和7年度選定分）について

9月26日 第5回 連絡協議会 共通化候補（令和7年度選定分）を決定

9月26日 「**共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について**」発出

12月10日～1月22日 **中間報告会**（制度所管府省庁から共通化推進方針案の検討状況を聴取）

令和8年

3月25日 制度所管府省庁が、「令和7年度共通化の対象候補に係る共通化推進方針案」を連絡協議会に提出（協議開始）

4月1日～4月17日 **共通化候補（令和7年度選定分）等に係る共通化推進方針案に対する地方自治体に意見照会（意見等195件）**

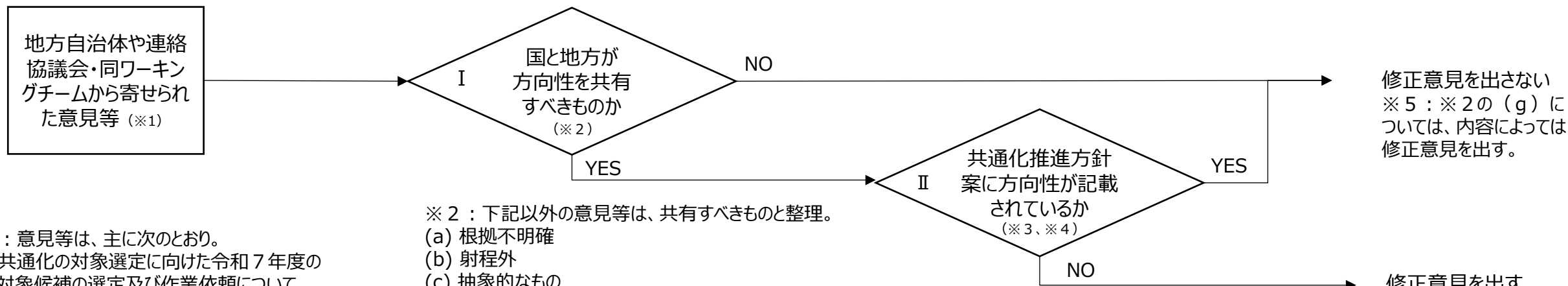
共通化推進方針案等への同意に当たっての考え方（案）

- 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針において「（連絡協議会の）同意が得られたものについては、共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する」としていることから、各制度所管府省庁から提出された共通化推進方針案等が、今後国と地方が協力して取組を推進していく上で相応しいものとなっている場合に、同意を行うこととしてはどうか。
- 今後国と地方が協力して取組を推進していくためには、これまでのプロセスの中で、地方自治体や連絡協議会・同ワーキングチームから寄せられた有用な意見等について共通化推進方針案等が対応していることが重要ではないか。
- 対応していない場合には、制度所管府省庁に対し、共通化推進方針案等の修正を求める協議を行ってはどうか。

【国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）（抄）】

- 各制度所管府省庁は、実現可能性調査の結果、実現可能性があるものは原則として実施することとして、共通化推進方針の案を作成し、本連絡協議会に対して協議を求めるとし、同意が得られたものについては、共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進することとする。ただし、災害等の緊急時等については同意を省略することができるものとする。

【判断フローチャート】



- ※1：意見等は、主に次のとおり。
- 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について
 - 関係府省庁ヒアリングでの指摘等
 - 共通化の対象候補案に対する意見照会
 - 中間報告での指摘等
 - 共通化推進方針案に対する意見照会

- ※2：下記以外の意見等は、共有すべきものと整理。
- 根拠不明確
 - 射程外
 - 抽象的なもの
 - 団体固有の事情
 - 前提条件を整理すべきもの
 - 解決済
 - 実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの

- ※3：結論が記載されていなくても、検討の方向性が記載されていれば、記載されているものと評価する。
- ※4：方向性の具体的な記載はないが、共通化推進方針案全体として方向性が反映されていると評価されるものであれば、修正意見は出さないものとする。

参考

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

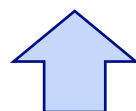
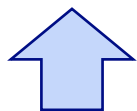
1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政



【タテの改革】
各府省庁による所管分野の国・地方を通じたBPRとデジタル原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・利活用と共通SaaS利用の推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主體的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

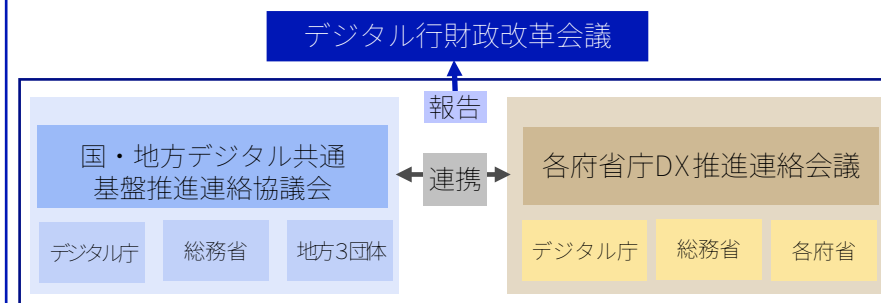
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等 国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理/仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 令和6年夏を目途に「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間をDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

共通化対象や共通SaaSの提供・利用の拡大（イメージ）

- この取組を推進するための国及び地方における官民のリソースの状況も踏まえると、共通化の対象となり得る全ての業務・システムを一度に推進するのではなく、効果が高く、ニーズの高いものから順次取り組み、共通化に関するノウハウを蓄積しながら取組の精度を高めていく必要がある。（基本方針2（3）①）

N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度
対象の選定 (業務・システム群A)	共通SaaSの提供・利用拡大				
	対象の選定 (業務・システム群B)	共通SaaSの提供・利用拡大			
		対象の選定 (業務・システム群C)	共通SaaSの提供・利用拡大		
			対象の選定 (業務・システム群D)	共通SaaSの提供・利用拡大	
				対象の選定 (業務・システム群E)	共通SaaSの提供 ・利用拡大

国と地方の連携・協議すべき事項やその進め方（イメージ）

